

## 国立大学法人鹿屋体育大学学長の任期に関する規則

〔平成27年10月23日〕  
規則第35号

改正 令和4年3月14日  
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則（平成27年規則第29号）第18条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長（以下「学長」という。）の任期に関する事項について定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は、6年とする。

2 学長は、引き続き再任されることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない者に係る任期は、当該始期から5年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、学長の任期に関し必要な事項は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（令4.3.14規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。